

合併処理浄化槽を設置する際は

補助金を利用できます！

●補助金対象要件

公共下水道事業計画区域外・農業集落排水事業整備区域外にある住宅に合併処理浄化槽を設置する個人

※合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新は対象となりません。

●補助金上乘せ対象区域

①用途地域であって、公共下水道全体計画から除外された区域

②公共下水道事業計画・公共下水道全体計画の両方から除外された区域

※②の場合は、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新でも対象となる場合があります。

※区域の詳細については、下水道課(82-1164)までお問い合わせください。

～合併処理浄化槽本体と設置工事費への補助金～

浄化槽の人数	補助金額	
	通常額	上乘せ実施後
5人槽	332,000円	545,000円
7人槽	414,000円	679,000円
10人槽	548,000円	899,000円

※補助金対象要件に該当し、上乘せ対象区域に該当しない場合は通常額となります。

～単独処理浄化槽・くみ取りからの転換における補助金～

単独処理浄化槽またはくみ取りから合併処理浄化槽に転換工事を行う場合、合併処理浄化槽設置の補助金に合わせて、次のとおり補助金が上乘せされます。

区分	補助金額
単独処理浄化槽の処分費	上限 150,000円
くみ取り槽の処分費	上限 120,000円
配管工事費	上限 330,000円

前年度から

3万円増額



【お問合せ先】

山陽小野田市建設部下水道課

TEL:82-1164 FAX:84-7129



←こちらから市HPの
掲載ページにアク
セスできます！